



埼玉県報

第 2820 号
平成 28 年(2016 年)
8 月 2 日
火曜日

目次

規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（入札審査課）
- 葛西用水路土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 平成 28 年度パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示（交通規制課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 小児医療センター新病院生理検査（脳神経・心電図）システムの調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月二日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八六

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部中「秩父、熊谷、深谷、岩槻」を「熊谷、深谷、岩槻」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年八月五日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年七月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人
NPO法人行田市民大学活動センター
代表者の氏名
今村 武蔵
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市栄町十一番二十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、行田市民及び団体に対し、まちづくり活動や、文化活動、情報発信などを行いまた市民及び団体は自ら「学んだことを日々の暮らしや地域社会に活かすことは素晴らしい」を実践し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第九百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十九年度及び平成三十年度において県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上田清司

一 業種区分及び物品等の種類

業種区分及び物品等の種類は、次に掲げるとおりとする。

業種区分	物品等の種類
イ 物品の販売	O A機器・用品 文具・事務機器・用品 書籍 家具 室内装備品（屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台 装置 寝具類 車両・船舶・バイク・自転車 自動車 用品 燃料類 医療機器 医療用薬品 介護機器 測 量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機 器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械 類 農業・建設機械類 その他機械器具 教育用教材 等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 記章・カップ・美術工芸品 看板・標識・旗・環境美化用品 食料品 肥料・飼料 ・農薬 動植物・用品 金物類 工業用薬品 建設資 材・部材・材料品 百貨・ギフト その他百貨
ロ 物品の買受け	鉄・非鉄くず 紙・繊維くず 自動車 機械 事務機 器 その他の買受け
ハ 物品の賃貸	O A機器・用品 事務機器 書籍 家具 室内装備品 （屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類 車両・船舶・バイク・自転車 自動車用品 医療機 器 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時 計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放 送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機械

	<p>ニ 印刷の請負</p>	<p>ホ 電子計算に関する業務</p>	<p>ヘ 建築物の管理に関する業務</p>	<p>ト 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその</p>
<p>器具 教育用教材等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防 ・ 防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 美術工芸品 看板・標識・旗・環境美化用品 動植物・用品 金 物類 部材・材料品 その他百貨</p>	<p>一般印刷 シール・ラベル印刷 フォーム印刷 封筒 印刷 その他印刷 製本</p>	<p>データエントリー ファシリテイ・マネージメント ソフトウェア等セットアップ システム分析 システ ム開発（汎用機系） システム開発（P C・C S S系） ネットワークシステム設計・構築 ネットワークシ ステム運用・保守 G I S 関連業務 画像処理関連業 務 C A D / C A M 関連業務 インターネットシステ ム関連業務 ホームページ関連業務 コンピュータ技 術教育 電子媒体作成関連業務 セキュリティ関連業 務 データベースサービス その他電算業務</p>	<p>1 管理業務 清掃 人間警備 機械警備 環境測定 殺虫・消 毒 駐車場管理</p> <p>2 運転業務 受変電・非常電源・負荷・電気保安管理 通信設 備 空調機械 ボイラー 冷凍機 給排水衛生設備</p> <p>3 点検・検査業務 受変電・非常電源・負荷・電気保安管理 通信設 備 空調機械 ボイラー 冷凍機 上水槽清掃・貯 水槽清掃 給排水衛生設備 ガス設備 浄化槽保守 点検 浄化槽清掃 搬送運搬設備 防災設備</p> <p>4 廃棄物処理業務 一般廃棄物 産業廃棄物</p>	<p>催物の企画・運営等関連業務 催物の会場設營業務 展示等関連業務 音響・舞台照明等関連業務 製作等 関連業務 その他催物関連業務 映画又はビデオ制作</p>

他役務	業務 広告代理業務 写真撮影業務 旅行代理業務 庁内文書集配・発送業務 封入及び封かん業務 テー プ版・点字版発行業務 給食業務 洗濯業務 市場調 査業務 世論調査業務 広報紙新聞折込み及び配布業 務 統計書類の受入れ・保管・配送業務 施設におけ る中央材料室業務 その他業務
-----	---

二 競争入札に参加することができない者

イ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項（同令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 十一ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) その他契約の相手方として不相当と認められる者

三 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの三等級に区分して定める。

ロ 個々の履行能力の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 売上額
- (2) 経営規模

- (一) 自己資本の額
 - (二) 機械設備の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）
 - (三) 従業員の数
 - (3) 経営状況
 - (一) 流動比率
 - (二) 経営資本回転率
 - (4) 従業員一人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）
 - (5) 営業期間
 - (6) ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る資格審査については除く。）
 - (7) 障害者雇用状況
 - (8) 環境配慮状況
- ハ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、イに定める資格を有しないものとする。
- (1) 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業種目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者
 - (2) 申請日前二年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

四 資格審査の申請方法

- イ 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。
- ロ 申請者は、電子申請後、受付票を印刷しなければならない。
- ハ 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。
- なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。
- (1) 受付票
 - (2) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (3) 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限り。）

- (4) 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
- (5) 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）
- (6) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
- (7) 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）
- (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- (9) 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）
- (10) ISO9001認証取得登録証の写し（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る申請者は不要とする。また、認証を受けている場合のみ必要とする。）
- (11) 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）
- (12) 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）
- (13) ISO14001認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクション21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）
- (14) 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
- (15) 登録証明書等の写し（営業が登録、免許、許可等を要件としている場合のみ必要とする。）
- (16) 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
- (17) その他知事が必要と認める書類

五 電子申請等に用いる言語等

イ 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又

は添付しなければならない。

ロ 電子申請の金額表示は、日本国通貨でなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

六 資格審査の受付期間

資格審査の受付は、平成二十八年十月三日から平成二十八年十二月二十六日までの間に定期受付を行う。

なお、平成二十九年四月一日から平成三十一年二月五日までの間も、随時受付を行うが、資格者として登録された日（以下「資格登録日」という。）から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

七 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を、当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

九 資格の有効期間

イ 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

ロ 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格登録日から平成三十一年三月三十一日までとする。

十 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

イ 商号又は名称

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

ヘ 電話番号又はファクシミリ番号

ト ISO9001の認証取得状況

チ 障害者雇用状況

リ 環境配慮状況

ヌ 登録、免許、許可等に関する事項

十一 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ ニイ(1)又はロのいずれかに該当する者となったとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

ヘ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

十二 資格の更新手続

資格の更新手続については、平成三十年度中に別に告示する。

告 示

埼玉県告示第千号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 宮 田 竹 雄 埼玉県三郷市南蓮沼五百九十番地二

告示

埼玉県告示第千一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
小林 弘治	埼玉県さいたま市緑区大字中野田千一番地一	埼玉県さいたま市見沼区大字染谷字後丁千五百十九番一ほか九筆	五、五五六
アグリシステム 瀬山株式会社	埼玉県行田市大字下須戸九百五十三番地一	埼玉県行田市大字若小玉字枳千八百八十番ほか一筆	一、三四四
アサヒ農研株式会社	埼玉県鴻巣市北根千六百四十三番地	埼玉県行田市大字利田字芝附通三十六番一ほか八筆	八、三六二
新井 裕三	埼玉県行田市大字長野七千四百十二番地	埼玉県行田市大字長野字榎戸七千二百三十七番ほか二筆	二、九二〇
伊藤 栄一	埼玉県行田市大字長野七千四百四番地一	埼玉県行田市大字長野字榎戸七千二百七十番ほか六筆	四、三三六
伊東 英臣	埼玉県行田市大字谷郷二千五百七番地	埼玉県行田市大字和田字奈良町八百三十三番一ほか九筆	七、三二四
岡安 俊則	埼玉県行田市大字長野七千六百三十五番地	埼玉県行田市大字長野字流七千七百三番二ほか一筆	八七六

渡邊 岩雄	吉田 隆	細村 研次	橋本 政司	野口 誠一	鈴木 聖司	鈴木 清二	株式会社○・い しいファーム	株式会社はせが わ農園	株式会社ときお ふあーむ	株式会社あらい 農産	河野 茂夫
埼玉県行田市大字 下須戸千百三十二 番地三	埼玉県行田市大字 北河原二百十二番 地	埼玉県行田市大字 長野六千五百二十 番地	埼玉県行田市大字 長野七千三百九十 三番地	埼玉県行田市大字 荒木三千六百三十 四番地四	埼玉県行田市大字 下須戸九百四十九 番地	埼玉県行田市大字 下須戸千百七十五 番地三	埼玉県行田市大字 下中条七百五十二 番地	埼玉県行田市大字 谷郷三百八番地一	埼玉県行田市大字 下中条四百番地一	埼玉県行田市大字 長野七千四百五十 七番地	埼玉県行田市大字 真名板千二百七十 六番地
埼玉県行田市大字 下須戸字内土手八 百五十番ほか三筆	埼玉県行田市大字 北河原字立野千五 百四番四ほか一筆	埼玉県行田市大字 長野字榎戸七千二 百四十三番一ほか 一筆	埼玉県行田市大字 長野字大房六千四 百六十九番一ほか 四十一筆	埼玉県行田市大字 荒木字郷地裏三千 六百四十番ほか十 九筆	埼玉県行田市大字 下須戸字内土手七 百五十九番ほか八 筆	埼玉県行田市大字 下須戸字寺浦千二 十六番ほか四筆	埼玉県行田市大字 斉條字江中子千百 六十九番ほか三十 筆	埼玉県行田市大字 上池守字天神町七 番ほか六十四筆	埼玉県行田市大字 斉條字斎条三千二 百四十二番ほか十 九筆	埼玉県行田市大字 小針字大沼千十五 番一ほか七十五筆	埼玉県行田市大字 真名板字三ツ家二 千四百二十二番一ほ か十七筆
四、八二六	一、四三二	一、八三九	三五、三五五	一七、二六五	一二、八八五	六、〇五六	二八、〇四〇	一四六、八二〇	二三、六六〇	八九、二三三	九、〇二六

矢島 好彦	ひびきの農産株 式会社	農事組合法人小 茂田穀作組合	田村 勝	清水 和彦	木村 保	片山 好信	森田 邦生	三ツ木 宏之	株式会社壽農園	アサヒ農研株式 会社	渡辺 隆
埼玉県児玉郡美里 町大字古郡五百十 六番地	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡美里 町大字小茂田三百 二十番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木百五十 七番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣千七百 六十八番地	埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡四百三 十六番地	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見九百 三十五番地	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地	埼玉県鴻巣市郷地 八百三十四番地	埼玉県鴻巣市北根 千六百四十三番地	埼玉県行田市大字 下須戸千四百十八 番地
埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字遠切 七百二十番	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字市場 四番	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字遠切 七百二十番	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字市場 四番	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字池下 七百三十七番ほか 二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字遠切 七百六十五番ほか 一筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字下耕 地二百八十二番一 ほか五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字八 耕地五百九十三番	埼玉県鴻巣市屈巢 字上谷田七千二十 七番ほか十二筆	埼玉県鴻巣市郷地 字主計屋敷千四百 三十九番一ほか二 十筆	埼玉県鴻巣市赤城 字大和田九百五番 ほか二十九筆	埼玉県行田市大字 下須戸字内土手七 百二十九番ほか十 五筆
一、八八〇	一、〇三三	一、八八〇	一、〇三三	二、七三八	二、〇〇九	一、一四八	一、九三一	二四、二〇九	一四、五七八	二九、四七七	一九、七一一

二 申請年月日

平成二十八年七月二十一日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年八月二日から平成二十八年八月十七日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第千二号

平成二十五年埼玉県告示第九百八十九号で公示した公共測量は、平成二十六年三月十九日終了した旨測量計画機関である上尾市小泉土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年10月1日（土）から平成33年12月31日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年9月12日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年9月9日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年9月12日（月）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年9月12日（月）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年9月1日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年8月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of terminal device for police network access etc.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. September 12, 2016 By mail;5:00 p.m. September 9, 2016 In person;10:30 a.m. September 12, 2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第千四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十八年七月一日から平成二十九年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリア

代表取締役 菅野 義明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年八月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年八月二日
指定に係る道路の位置	埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷七百八十四—一から埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷七百八十三—一まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十五・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇

告 示

埼玉県病院事業告示第三十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量
小児医療センター新病院生理検査（脳神経・心電図）システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 6 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日本電気 関東甲信越支社
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番 17 号
- 5 落札金額
84,780,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 5 月 17 日

告 示

埼玉県選挙管告示第六十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年八月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年八月三日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定に関して
意見を述べることについて

イ その他